

武蔵野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 21 日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者又は任命権者が指定する職員の面前において、宣誓書（様式）に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u>	(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>宣誓書（様式）を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u>	字句の改正

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第68号）の施行を踏まえ、所要の改正をするものである。